

第1号議案

鹿沼市の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて

栃木県知事から意見を求められたこのことについて、次のとおり提出します。

平成26年10月17日

栃木県景観審議会会長 三橋 伸夫

栃木県景観条例第 3 1 条第 2 項の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 意見を聴く事項

栃木県景観条例（平成 15 年栃木県条例第 6 号）第 3 1 条第 1 項の規定により、同条例第 3 章第 1 節及び第 2 節の規定の全部を適用しない区域として鹿沼市の区域を指定することについて

2 理由

- (1) 鹿沼市は、景観法に基づく景観行政団体として、市全域を景観計画区域とする景観計画を策定し、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行を予定していること。
- (2) 景観計画において、市全域について景観形成方針を定めるとともに、地域の個性を活かした景観形成を図る地区を景観形成重点地区として指定し、きめ細かな景観形成基準を設けることとしていること。
- (3) 景観計画において、市全域を対象とした届出制度を規定し、その届出対象行為・景観形成基準は県のものと同様以上となっていること。

平成 26 年 10 月 17 日

栃木県知事 福田 富一